

第3次丹波篠山市男女共同参画プラン（案）抜粋

（令和4年度～令和13年度）

第4章 丹波篠山市DV対策基本計画

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶、支援の促進

～「丹波篠山市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」～

配偶者等からの暴力を防止するため、DVが人権侵害であるという認識や意識啓発、関連機関と連携を図りながら、被害者支援体制の充実を図ります。

1. 計画策定の目的	… P. 27
2. 計画の位置づけ	… P. 28
3. 計画の期間	… P. 28
4. 国及び兵庫県の動向	… P. 28
5. 丹波篠山市の現状と課題	… P. 29
6. 策定の基本方針	… P. 33
7. 計画の内容	… P. 35

1. 計画策定の目的

配偶者や恋人など親しい関係にある男女間の暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）は、生命、身体及び精神に重大な危害を与え、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、子どもが見ている前で行われるDVは「面前DV」とよばれ、児童の心身の発達に影響する「心理的虐待」になります。

DVの大半は、家庭内や恋人同士など近い関係の中で行われ、DVそのものを暴力であると認識できず、相手の行為を許容してしまい、被害が潜在化しやすくエスカレートしていく、深刻化していく傾向があります。

また、家族や身内の問題として周囲が関与しにくいこともあり、被害者への支援、救済が必ずしも十分に行われてこなかったケースもあります。

DV被害者の多くは女性であり、女性に暴力を加えることは、個人の尊厳を傷つけ、男女平等と男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。最近では、配偶者間だけに限らず、結婚していない恋人同士のDV（デートDV）も増えつつあります。

平成20（2008）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、「配偶者等暴力（DV）対策基本計画」の策定が、県において義務付けられることになるとともに、市町村においても努力義務となりました。

このような背景から、丹波篠山市では、平成24年の第2次男女共同参画プラン策定時に「丹波篠山市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」を策定しました。

今般、第3次男女共同参画プラン策定にあたり、DV被害の早期発見とDV被害者支援のため、体制の強化を図るとともに、DV防止に向けた教育・啓発を重視した「丹波篠山市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」を改めて策定します。

2. 計画の位置づけ

この章で定める「丹波篠山市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画とします。

3. 計画期間

この計画は、「第3次丹波篠山市男女共同参画プラン」と同様、令和4年から令和13年までの10年間の計画とします。ただし、社会情勢や法令の改廃、国・県の動向も注視し、必要な見直しを行います。

4. 国及び県の動向

(1) 国の動き

男女共同参画基本法の理念に沿い、平成13年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。暴力に関する通報、相談、被害者の保護や自立支援等、体制を整備することにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることが、国及び地方公共団体の責務として位置づけられました。

平成16年、19年、25年の改正では、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律が準用されることとなり、被害者の自立支援の明確化、国の基本方針の策定及び都道府県による基本計画の策定を義務化、暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、市区村には配偶者暴力相談支援センター機能の設置、基本計画の策定が努力義務とされました。

国は、都道府県及び市町村に対し、それぞれの状況を踏まえた基本計画を策定するとともに、地域の実情に合った適切な役割分担を求めています。都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、住民に身近な行政として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等を基本的な役割として期待しています。

(2) 兵庫県の動き

兵庫県は、平成18（2006）年4月に「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」（以下「兵庫県DV対策基本計画」）を策定し、被害者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活基盤を回復するための支援に取り組んでいます。

DV防止法改正と国の基本方針の改定も踏まえ、平成31年4月に第4期計画として「兵庫県DV防止・被害者保護計画」（平成31年度～令和5年度）が改定されました。

目標1として、DV防止見向けの啓発・教育では、これまでの県民への啓発と中学・

高校生と補助者に向けた教育推進の取組のほか、インターネットやSNSを活用したDV防止の広報や出前講座での教職員研修、目標2、3の市町のDV対策の促進、相談体制の充実では、関係職員の被害者支援対応スキルの向上、被害者の居所異動に伴う県内自治体間のルール作りが検討されます。

目標4 緊急時の安全確保では、県女性家庭センターと市町相談員の適切な連携による一時保護、目標5 自立支援の推進では、施設入所者への心のケア、就労支援や施設退所者への継続した支援、目標6では、専門人材の育成と連携強化が掲げられています。

5. 丹波篠山市の現状と課題

令和2年度に第3次男女共同参画プラン策定に向け、「丹波篠山市男女共同参画意識調査」を実施しました（配布数：無作為抽出2000人。有効回収数985人）。

DV関係の設問で、「問10-1 配偶者や恋人などから過去5年ぐらいの間に、一度でも暴力を受けたことがありますか」という問いに対する回答では、「(1)暴力を受けたことがある」が10.5%（75人＝男性15人：5.0%、女性57人：14.2%）ありました。前回調査（平成23年）では、男性4.7%、女性18.9%であったことから、男性の被害者は微増、女性の被害者は微減しています。

「(2)現在も暴力を受けている」とする回答は、0.6%（6人＝男性1人：0.5%、女性5人：1.2%）ありました。

相談については、36%が誰かに「相談した」と回答し、64%は誰にも「相談していない」と回答しています。相談先は、「自分の家族」が42.6%と最も多く、次いで「友人・知人」が17.0%、「県や市などの公的相談機関」に相談されたのは6.4%に留まっています。

「相談しなかった」方の理由としては、「自分が我慢していれば済むことだから」が24.3%と最も多く、「相談するほどのことでもないと思ったから」が23.3%、「相談しても解決しないから」が22.3%と上位を占めています。

また、「どこに相談すればよいか分からなかった」方も6.8%おられることから、より一層の相談体制の充実、関係機関との連携、相談機関の広報啓発が必要です。

調査の自由記述で、「パートナーへの恐怖は消えない。仲よさそうに見えても、いざとなると萎縮して何も言えない。…自分の体験から言えば、DVの加害者は必ずカウンセリングを受けないと、妻子と世帯を一緒にできないようにしてほしい。私は、丹波篠山市役所の方が対応して逃がしてくれなければ、子どもと死んでいたと思います。あのとき逃げてよかったです」（女性、30歳代）という回答がありました。丹波篠山市の取組で被害者が救済された事例ですが、より一層の相談機関、支援機関の充実が求められます。

問10-1 配偶者や恋人などから、過去5年くらいの間に、一度でも暴力を受けた経験がありますか。身体的暴力だけでなく、言葉の暴力など精神的な暴力も含まれます。

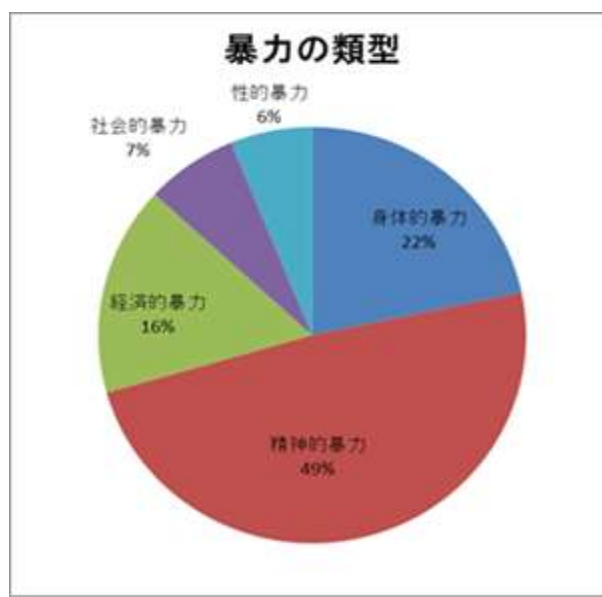
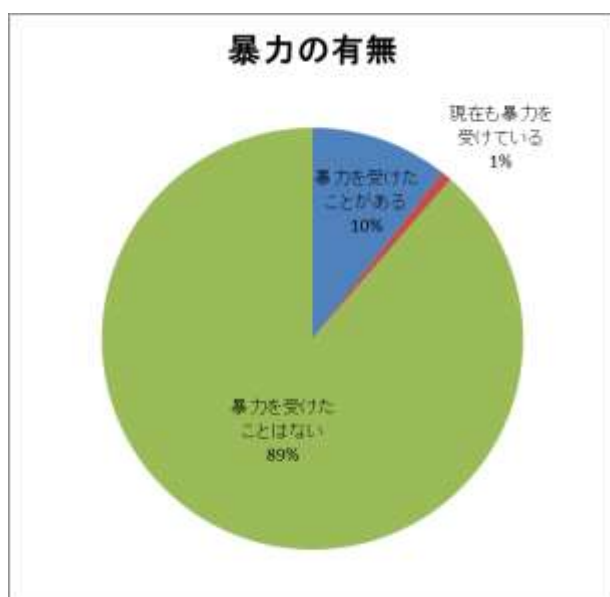
選択項目	総計		男性		女性		該当しない方		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
暴力を受けたことがある	75	10.5%	15	5.0%	57	14.2%	0	0.0%	3	25.0%
現在も暴力を受けている	6	0.8%	1	0.3%	5	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
暴力を受けたことはない	631	88.6%	282	94.6%	339	84.5%	1	100.0%	9	75.0%
無回答	273	-	75	-	123	-	0	-	75	-
合計	985	100.0%	373	100.0%	524	100.0%	1	100.0%	87	100.0%
回答者数 (合計-無回答)	712		298		401		1		12	

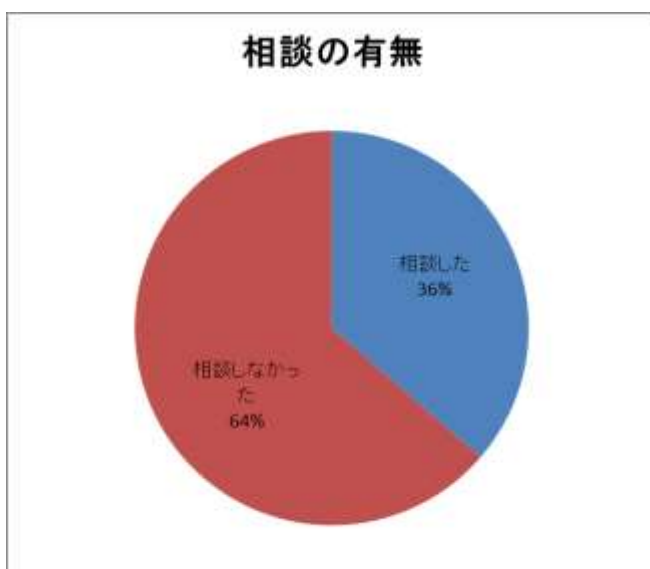
問10-2 問10-1で「1を受けたことがある」、「2を受けている」とお答えの方にお尋ねします、どのような暴力を受けたことがありますか。あてあまるものすべてに○をつけてください。

選択項目	総計		男性		女性		該当しない方		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
身体的暴力	28	21.7%	4	20.0%	22	21.0%	0	0.0%	2	50.0%
精神的暴力	63	48.8%	14	70.0%	47	44.8%	0	0.0%	2	50.0%
経済的暴力	21	16.3%	1	5.0%	20	19.0%	0	0.0%	0	0.0%
社会的暴力	9	7.0%	1	5.0%	8	7.6%	0	0.0%	0	0.0%
性的暴力	8	6.2%	0	0.0%	8	7.6%	0	0.0%	0	0.0%
記述あり	4	-	1	-	3	-	0	-	0	-
無回答	1	-	0	-	1	-	0	-	0	-
合計	134	100.0%	21	100.0%	109	100.0%	0	-	4	100.0%
回答者数 (合計-無回答)	133		21		108		0		4	
	129		20		105		0		4	

問10-3. 問10-1で「1を受けたことがある」、「2を受けている」とお答えの方におたずねします。暴力について、誰かに相談しましたか？あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

選択項目	総計		男性		女性		該当しない方		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
相談した	28	36.4%	4	28.6%	22	36.7%	0	-	2	66.7%
相談しなかった	49	63.6%	10	71.4%	38	63.3%	0	-	1	33.3%
無回答	4	-	2	-	2	-	0	-	0	-
合計	81	100.0%	16	100.0%	62	100.0%	0	-	3	100.0%
回答者数 (合計-無回答)	77		14		60		0		3	



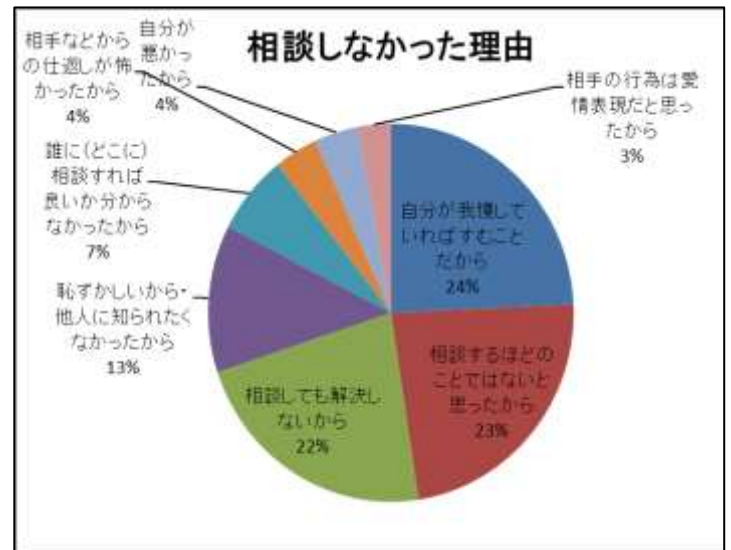
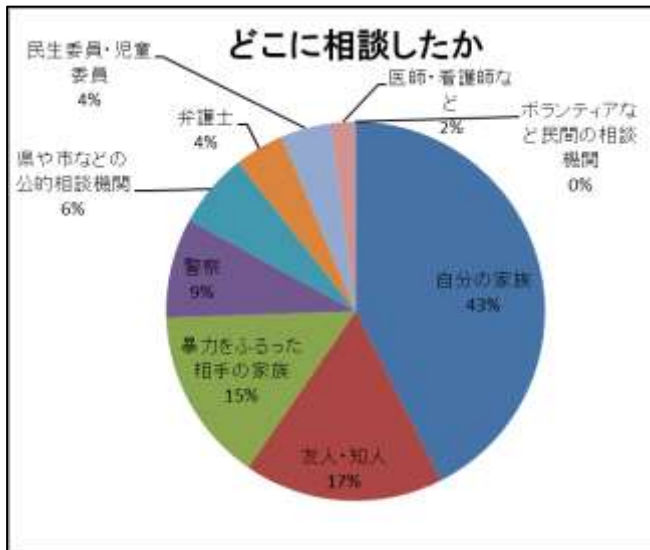


問10-4. 問10-3で「1 相談した」とお答えの方におたずねします。誰(どこ)に相談しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

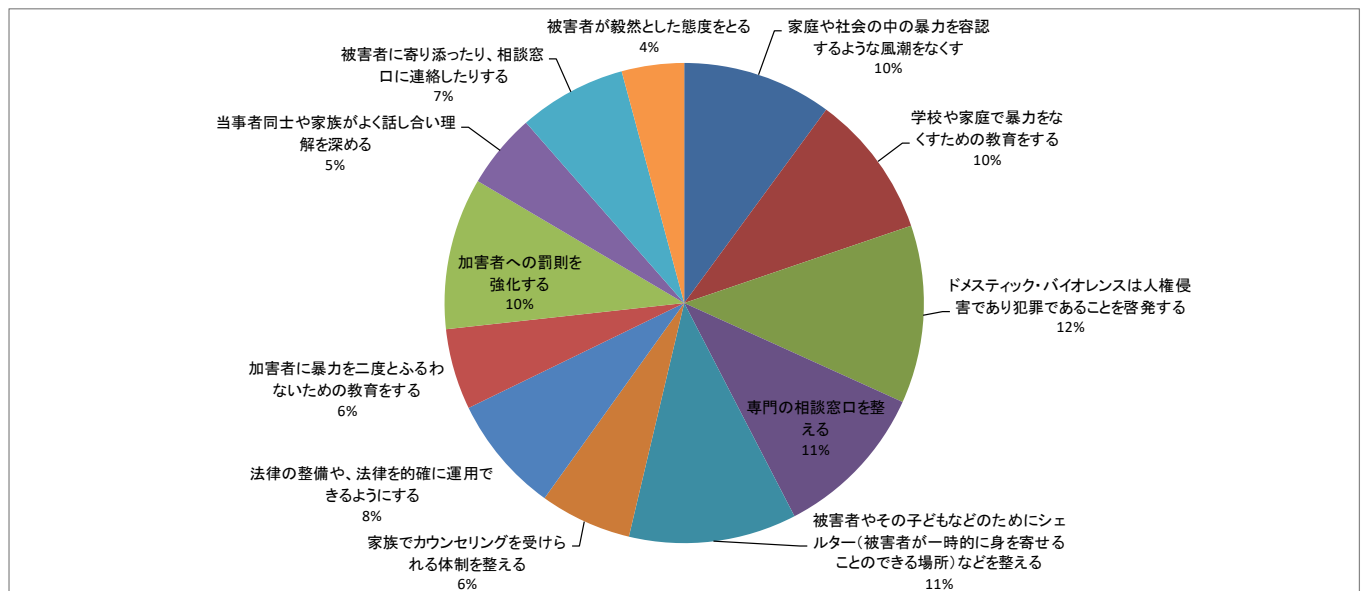
選択項目	総計		男性		女性		該当しない方		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
自分の家族	20	42.6%	2	40.0%	16	41.0%	0		2	66.7%
友人・知人	8	17.0%	2	40.0%	6	15.4%	0		0	0.0%
暴力をふるった相手の家族	7	14.9%	1	20.0%	6	15.4%	0		0	0.0%
警察	4	8.5%	0	0.0%	4	10.3%	0		0	0.0%
県や市などの公的相談機関	3	6.4%	0	0.0%	3	7.7%	0		0	0.0%
弁護士	2	4.3%	0	0.0%	2	5.1%	0		0	0.0%
民生委員・児童委員	2	4.3%	0	0.0%	2	5.1%	0		0	0.0%
医師・看護師など	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0		1	33.3%
ボランティアなど民間の相談機関	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0		0	0.0%
記述あり	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0		0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0		0	0.0%
合計	47	100.0%	5	100.0%	39	100.0%	0		3	100.0%
回答者数 (合計 - 無回答)	47		5		39		0		3	

問10-5. 問10-3で「2 相談しなかった」とお答えの方におたずねします。相談しなかった理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

選択項目	総計		男性		女性		該当しない方		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
自分が我慢していればすむことだから	25	24.3%	5	22.7%	19	24.4%	0		1	33.3%
相談するほどのことではないと思ったから	24	23.3%	5	22.7%	19	24.4%	0		0	0.0%
相談しても解決しないから	23	22.3%	3	13.6%	19	24.4%	0		1	33.3%
恥ずかしいから・他人に知られたくなかったから	13	12.6%	2	9.1%	11	14.1%	0		0	0.0%
誰に(どこに)相談すれば良いか分からなかったから	7	6.8%	2	9.1%	4	5.1%	0		1	33.3%
相手などからの仕返しが怖かったから	4	3.9%	2	9.1%	2	2.6%	0		0	0.0%
自分が悪かったから	4	3.9%	2	9.1%	2	2.6%	0		0	0.0%
相手の行為は愛情表現だと思ったから	3	2.9%	1	4.5%	2	2.6%	0		0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0		0	0.0%
記述あり	8		2		6		0		0	0.0%
合計	111	100.0%	24	100.0%	84	100.0%	0		3	100.0%
回答者数 (合計 - 無回答)	111		24		84		0		3	



問11 配偶者や恋人などからの暴力をなくすためには、どうすればよいと思いますか。



丹波篠山市のDVに対する相談体制は、福祉部局の社会福祉課、長寿福祉課、女性相談を担当している市民生活部人権推進課で、年齢や児童の有無に応じて対応しています。

市役所内における「DV対策連携会議」や近隣他市で設置されている「配偶者暴力支援センター」が未設置であることから、早期の整備が求められます。

丹波篠山市のDV相談件数の推移は下記のとおりです。

			27年度	28年度	29年度	30年度	元年	2年度
相談 件数	丹波 篠山 市	社会福祉課	9	3	6	3	4	10
		長寿福祉課	4	7	5	7	8	6
		人権推進課（延べ件数）	27	6	7	3	9	7
	兵 庫 県	（県内24市相談件数）	5,486	5,169	5,222	5,145	4,550	5,549
		県内全市町相談件数	13,268	12,970	12,812	12,705	12,304	14,029
		関係機関	1,924	2,115	2,618	2,985	3,402	3,284
		県警察本部	2,736	3,010	3,380	3,453	3,465	3,617
		計（24市分）	17,928	18,095	18,810	19,143	19,171	20,930
		県内配偶者暴力支援センター	7,670	7,885	8,373	8,489	8,328	9,531
	全 国	配偶者暴力支援センター	111,172	106,367	106,110	114,481	119,276	137,333
警 察		63,141	69,908	72,455	77,482	82,207	82,643	
一時 保護	兵 庫 県		174	145	136	115	106	165
	全 国（婦人相談所）		9,694	8,642	7,965	7,588		
保護 命令	神戸地方裁判所管内（年集計）		142	132	134	105	139	120
	全 国		2,970	2,632	2,293	2,177	1,998	1,855

6. 策定の基本方針

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の基本理念や、国の基本方針の趣旨を踏まえ、次の基本方針で計画を策定します。

(1) DV被害者の早期発見と相談機関の広報・啓発

意識調査から、DVの被害者の64%が誰にも相談せず、相談した方も家族や友人・知人に相談され、「県や市などの公的相談機関」に相談されたのは6.4%に留まっています。

相談されなかった方の理由の中では、6.8%の方が「どこに相談すればよいか分からなかった」と回答されています。より一層の相談機関の広報と啓発が必要です。

DVは犯罪となる行為も含め重大な人権侵害です。しかし、「自分が我慢していれば済むことだから」という回答も（相談しなかった方の理由で）24%もあることから

- ・市民に対し、DV通報義務を広報やホームページで情報提供していく。
- ・DVを発見しやすい立場にある関係者（保健、医療関係者、学校関係者、福祉関係者、民生委員・児童委員）に対し、通報窓口や通報方法などを周知するという取組を進め、被害者に寄り添い安心して相談できる環境が必要です。

(2) DV被害者の安全の確保と自立支援

まず優先すべきは被害者の安全の確保であり、被害者の生命身体を守るために、加害者から隔離し保護していかなければなりません。設置が努力義務とされている「配偶者暴力支援センター」を早期に設置します。

被害者の安全を確保した後、将来に向けて安全で安心な生活を送ることができるよう、被害者の状況や意思を尊重した上で、「庁内DV対策連携会議」など関係機関と連携して総合的に生活上の支援を行う体制を構築します。

(3) 児童への被害の対応とケア

子どもの前で行われるDVは、「面前DV」といわれ、子どもの心身の発達に影響を与える「心理的虐待」となります。被害者が子どもを虐待するなど、虐待の連鎖が起こることも懸念されるため、多面的なケアが必要です。

(4) DVを防止するための市民への意識啓発

誰もが、DV被害を経験する可能性があります。市民一人一人が周囲にDVの被害者や、逆に加害者がいないか察知できるようになることで、早期発見や被害者保護につながります。今後もさらにDV防止に向けた啓発を進めていく必要があります。また、結婚していない恋人間におけるDV(デートDV)も増えていることから、学校や若者に対するDV防止啓発も必要です。

DV被害者に対して、迅速な保護や生活面での対応も必要であることから、関係機関の役割分担を明確にしつつ、市と市民協働による総合的なネットワークを形成していくことが必要です。また、迅速に対応できるように日ごろからの関係機関等との連携に努めることが必要です。

(5) 小・中学校、高校におけるDV防止を含む人権教育の推進

女性や弱い立場の人に暴力を振るうこと、モラルハラスメントなど攻撃をすることは人権侵害であることを児童、生徒の発達段階に応じて教育することが必要です。小中学校の道徳の時間や保健体育の時間を活用し、お互いを認め合い、尊重しあうこと、思いやりのこころを育む教育をすすめます。

また、中学生を対象に「デートDV」について理解を深める取組を進めます。「デートDV」は、交際中のカップルの間で、一方が暴力をふるふことや「相手を支配・コントロールすること」です。対等でない関係からDVは生まれます。相手を尊重することや自分を大切にすると人権意識がなければ、加害者にも被害者にもなります。

特に思春期の生徒にとっては、相手の望むことなら嫌でも受け入れることが「愛情」と思い違いすること、被害に遭っていることを本人が気づかないことがデートDVの特徴であるとも言われます。自分が被害者にも加害者にもならない、周囲に被害者がいれば寄り添い、正しい対応ができるよう発達段階に応じた人権教育を進めます。

また、教職員や保護者にもDV防止に向けた啓発や情報提供を行います。

7. 計画の内容

取り組み事業	区分	現 状	R13年度目標値	方向性・改善点	担当課
女性相談業務	継続	月～金の随時	月～金の随時	相談員への研修等を通じて相談員のさらなる資質向上を図る。 また、相談窓口や関連機関との連携強化をめざす。	人権推進課
庁内DV対策連携会議の設置	新規	未設置	R 3年度中に設置する。 年3回以上開催	未設置であるため、早急に設置する。庁内関係課で情報を共有し、組織全体で被害者支援、自立支援を行っていく。	人権推進課 社会福祉課
配偶者暴力支援センターの設置	新規	未設置	R 5年度設置	未設置であるため、設置をめざす	(明示しない)
健康相談業務	継続	月～金の随時	月～金の随時	一般の健康相談に加えて H2 2年度から「こころの健康相談」窓口を開設している。今後もさらにうつや自殺予防に対する支援を強化する。	健康課
高齢者相談業務	継続	月～金の随時	月～金の随時	高齢者間のDV、高齢者虐待、認知症に伴う権利侵害など、総合相談窓口で対応している。	長寿福祉課
母子自立支援員による相談業務	継続	月～金の随時	月～金の随時	相談体制については、現状を継続する。	社会福祉課
DV防止や男女平等教育の推進	新規			小中特別支援学校で、人権教育の中でDV防止や男女が対等であること、お互いを認め合い、相手を思いやる心を児童生徒の発達段階に応じて育む。	学校教育課
デートDV防止教育の取組	新規			中学生を対象にデートDVについての理解を深める授業を行う。	学校教育課
デートDV防止教育の取組	新規			市内高校においてデートDVについて正しい対応や相談機関の啓発を行う。	人権推進課